

2022年4月14日

〒273-0005

千葉県船橋市本町1丁目11番29-101号

NHK受信料を支払わない国民を守る党

党首 立花 孝志 殿

複写

〒102-0083

東京都千代田区麹町3丁目2番地

ヒューリック麹町ビル8階

のぞみ総合法律事務所

電話：03-3224-2400

FAX：03-3265-3860

株式会社トライストーン・エンタテイメント

代理人弁護士 結城大輔

弁護士 野村 裕

弁護士 白水 裕基

## 警告書

### 前略

当職らは、株式会社トライストーン・エンタテイメント（以下「警告人」といいます。）の代理人として、貴殿に対し、以下のとおり警告します。

貴殿は、貴殿が開設した YouTube チャンネルにおいて、東谷義和氏（以下「東谷氏」といいます。）が開設した「ガーシーチャンネル」の内容を引用しながら、警告人所属の俳優綾野剛（以下「綾野」といいます。）が17歳の女性と性的行為に及んだと断定した上で、綾野がドラマの主演を務めることは不適切であると指摘し、さらには、綾野がテレビCMに出演している企業の製品の不買を呼び掛けるなどしております。また、貴殿は、これら事項につき、4月13日放送の参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙に関する政見放送でも言及しています。

しかしながら、綾野が未成年者と性的行為に及んだ事実はなく、貴殿及び東谷氏の当該発言は、全くの事実無根であり、綾野の名誉を著しく毀損するとともに、警告人の業務を妨害するものにほかなりません。

そもそも、貴殿が引用する、東谷氏による「ガーシーチャンネル」は、綾野の当該行為について何らの証拠なく断定し、綾野の私生活を暴露することによって視聴者の興味を引こうとするものに過ぎません。東谷氏は、「証拠LINE」などとして、綾野との間で取り交わしたとする



受付通番：G00063161000100001 号

1/3 頁

LINEメッセージの画像をその動画内において公開していますが、これら画像は、何ら綾野が未成年者と性的行為に及んだ事実の裏付けとなるものではありません。

貴殿は、そのような「ガーシーチャンネル」の内容を引用して、貴殿自身は全くあずかり知らぬ事柄であるにもかかわらず、何らの根拠もなしに綾野が当該行為に及んだと断定し、あたかもそれが真実であるかのように発言しているところ、これは、綾野の名誉を著しく毀損する行為であり、その余の発言を含めて、綾野及び警告人が芸能界で築き上げてきた社会的信用を貶め、その業務を妨害する行為と言わざるを得ません。

以上より、警告人は、貴殿に対し、これまでに貴殿が公開した綾野に関する虚偽の風評を流布する動画を直ちに削除するよう求めるとともに、今後、虚偽の風評を流布するような言動を行うことのないよう警告します。

複写

草々

複写

複写

複写

複写

